

大阪府政策企画部長 様
大阪市経済戦略局長 様

内閣府地方創生推進室

外国人滞在施設経営事業に係る国家戦略特別区域法の解釈について（回答）

平成 28 年 2 月 10 日付で照会があった件につきまして、下記の通り回答します。

記

1 テロ対策、感染症対策及び違法薬物の使用や売春などの施設における違法な行為の防止の観点及び近隣住民の不安を除去する観点からの通知事項についての法律の解釈

- (1) 「通知 1 (1)」において示されている「認定事業者は、別紙の滞在外名簿を備え、滞在外者の氏名、住所及び職業並びにその国籍及び旅券番号を記載すること。その際、記載の正確性を担保する観点から当該滞在外者に旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを滞在外名簿とともに保存すること。」は、特区法施行規則第 12 条第 6 号「提供する外国人旅客の滞在外に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」に含まれ得るものとして申請書に記載させてよいか。また、この滞在外名簿等に関する措置が適切に履行されていないことにより、外国人滞在施設経営事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在外者の平穏な滞在外に支障が生じるに至った場合など特区法施行令第 12 条第 5 号の「外国人旅客の滞在外に必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなったと判断できる場合は認定を取り消し得ると解釈してよいか。

【回答】

前段については記載させて差し支えないものとする。後段についてはそのように解して差し支えないものとする。

- (2) 「通知 2 (1)」において示されている「認定事業者は、事前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に説明し、近隣住民の理解を得るよう努めること。」は、特区法施行規則第 12 条第 6 号「提供する外国人旅客の滞在外に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」に含まれ得るものとして申請書に記載させることが可能であるとされているが、

これが適切に履行されていないことにより、近隣住民とのトラブルから外国人滞在施設経営事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至った場合など、特区法施行令第 12 条第 5 号の「外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなったと判断できる場合は認定を取り消し得ると解釈してよいか。

【回答】

そのように解して差し支えないものとする。

- (3) 「通知 2 (3)」において示されている「認定事業者は、施設の滞在者に対し、使用開始時に、以下の点を含めた施設使用の際の注意事項を説明すること。ア施設に備え付けられた設備の使用法 イ廃棄物の処理方法 ウ騒音等により周囲に迷惑をかけないこと。エ火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法」は、特区法施行令第 12 条第 5 号に含まれるものとされているが、これが適切に履行されていないことにより、特区法施行令第 12 条第 5 号の「外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなったと判断できる場合は、認定を取り消し得ると解釈してよいか。

【回答】

そのように解して差し支えないものとする。

- (4) 「通知 2 (4)」において示されている「認定事業者は、以下の点を含めた必要な措置を講じること。ア廃棄物の処理方法、イ火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法」は、特区法施行規則第 12 条第 6 号「提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」に含まれ得るものとして申請書に記載させることが可能であるとされているが、これが適切に履行されていないことにより、近隣住民とのトラブルから外国人滞在施設経営事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至った場合など、特区法施行令第 12 条第 5 号の「外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなったと判断できる場合は認定を取り消し得ると解釈してよいか。

【回答】

そのように解して差し支えないものとする。

2 テロ対策、感染症対策及び違法薬物の使用や売春などの施設における違法な行為の防止の観点及び近隣住民の不安を除去する観点からの行政手続法に基づく処分の審査基準、処分基準の設定について

- 以下のア～エについては、特区法施行規則第 12 条第 6 号「提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」に含まれるものであり、申請書に記載させることが可能。

- ・ 以下のアからエのいずれかの事項が実施されないことにより、近隣住民とのトラブルから外国人滞在施設経営事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至ると判断できる具体的な事情がある場合は、特区法施行令第12条第5号の「外国人旅客の滞中に必要な役務を提供すること」という要件を満たしていないと判断できると考えている。
- ・ したがって、上記のように判断できる具体的な事情がないことを特区法第13条第1項に基づく特定認定申請に対する処分の「審査基準」として設定し、また、上記のように判断できる具体的な事情があることを特定認定処分取消しの「処分（取消）基準」として設定することは、特区法施行令第12条第5号の趣旨に違反しないと解釈してよいか。

- ア 滞中者名簿を備え付け、記入するための体制を整えていること
- イ パスポートによる滞中者の確認を行うための体制を整えていること
- ウ 事前に施設の近隣住民に理解を得るために説明すること
- エ 近隣住民からの苦情等に対する窓口の設置、近隣住民への周知等、近隣住民からの苦情等に対して適切に対処するための体制を構築すること

【回答】

そのように解して差し支えないものとする。

3 管理規約等に違反している場合等を排除する認定基準の設定の可否

分譲マンションの管理規約や、共同住宅等の賃貸借契約の規定に反して、区分所有者又は賃借人が、当該専用部分を外国人滞在施設として使用させる場合、滞中者は立ち退き請求をいつ受けるか分からないという不安定な立場に立たされることとなるなど、滞中者の平穏な滞中に支障が生じているといえ、特区法施行令第12条5号の「外国人旅客の滞中に必要な役務を提供すること」という要件を履行しえないと考えられる。

したがって、特定認定の審査基準として、「外国人滞在施設経営事業の実施がマンション管理規約（及びその解釈）に違反しないと認められること。外国人滞在施設経営事業の実施が当該事業の用に供する施設の賃貸借契約に違反しないと認められること。外国人滞在施設経営事業の実施について貸主（認定を受けようとする者が転借人である場合には所有者及び転貸人）の同意が得られていること。」の趣旨を内容とする基準を設け、認定申請時に管理規約に反していないことを確認する資料、及び賃貸借契約書の提出を求め、同基準を満たさない区分所有者又は賃借人の申請を認定しないことは、特区法施行令第12条の趣旨に違反しないと考える。

【回答】

そのように解して差し支えないものとする。

4 外国人滞在施設の消防法令適合の認定基準への設定の可否

外国人滞在施設経営事業の用に供する施設に消防法上必要な消防用設備等を設置していない場合、滞中者の平穏な滞中に支障が生じているといえるこ

とから、外国人滞在施設経営事業の認定において、施行令第12条5項を根拠として、消防法令への適合を審査基準、あるいはこれが履行されない場合の取消基準に設定し、特定認定申請の際の添付書類として、消防署による外国人滞在施設の用途判断に基づく、消防法令に適合する旨の通知書を義務付けることは、特区法施行令第12条の趣旨に違反しないと解釈してよいか。

【回答】

そのように解して差し支えないものとする。